

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

年 月 日 実施

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 教員等に関する事項			
(1) 専任教員の配置は適切か（各学年各学級ごと、昼間、夜間課程の兼任は不可）	適 □ 否 □	・指定規則第2条第1項第4号、同条第2項第4号、指定規則第3条第1項第3号、同条第2項第3号 ・指導要領3(1)(2)	
(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち6人以上は理学療法士(作業療法士)である専任教員であるか (1学年に2学級以上を有する養成施設にあっては、1学級増すごとに3を加えた数)	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第4号、同条第2項第4号、指定規則第3条第1項第3号、同条第2項第3号	
(3) 理学療法士(作業療法士)である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。 イ 免許を受けた後五年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第5号、同条第2項第5号、指定規則第3条第1項第4号、同条第2項第4号	
(4) 専任教員1人1週間あたりの担当授業時間数は、10時間を標準としているか	適 □ 否 □	指導要領3(4)	
(5) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか (医師、理学療法士(作業療法士)又はこれと同等以上の学識を有する者であるか)	適 □ 否 □	指導要領3(5)	
(6) 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)として、専任教員から1名以上配置しているか	適 □ 否 □	指導要領3(6)	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 □ 否 □		
(8) 専任教員の出勤状況は、学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 □ 否 □		
2 学生に関する事項			
(1) 1学級の定員は40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第6号、指導要領4(1)、H11.1.12医事第1号通知	
(2) 入学資格の審査は確실히行われているか	適 □ 否 □	指導要領4(2)	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適 □ 否 □	指導要領4(2)、H5.11.29医事第105号通知	
(4) 卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	適 □ 否 □	指導要領4(3)	
(5) 入学時期は適正か、また途中入学が行われていないか	適 □ 否 □		
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	適 □ 否 □	指導要領4(3)	
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	適 □ 否 □	指導要領4(4)	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表の各教育分野及び指導要領別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容であるか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第3号、同条第2項第3号、指定規則第3条第1項第2号、同条第2項第2号、指導要領5(1)(2)	
(2) 規則に定める教育課程は適切に配分されているか（各学年各学期）	適 □ 否 □		
(3) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間の範囲)	適 □ 否 □	指導要領5(3)	
(4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成されているか(実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること)	適 □ 否 □	指導要領5(4)	
(5) 臨床実習については、実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行われているか。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行われているか	適 □ 否 □	指定規則別表	
(6) 臨床実習については、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行われているか	適 □ 否 □	指定規則別表	
(7) 教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習等を行うよう編成しているか	適 □ 否 □	指導要領5(5)	
(8) 教育内容の編成に当たっては、各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加しているか	適 □ 否 □	指導要領5(5)	
(9) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間数で算出)	適 □ 否 □	指導要領5(6)	
(10) 夜間授業は適切であるか(照度等)	適 □ 否 □	(学校環境衛生基準)教室300ルクス以上(推奨500ルクス以上)	
(11) 合併授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)	適 □ 否 □		
(12) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 □ 否 □		
(13) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか（振替授業）	適 □ 否 □		

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

年 月 日 实施

養成施設名		学科名及び課程名		科	課程
所在地		修業年限及び定員		年	名
作成者:	役職名	氏 名			

[illegible]

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

年 月 日 実施

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項		判定	関係法令等	備考
6 財政に関する事項				
(1) 養成施設の運営は適正であるか（管理運営、財政上の健全性）		適 □ 否 □		
(2) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されているか		適 □ 否 □	指導要領2(4)	
(3) 養成施設の経理が他と明確に区分されているか（当該養成施設以外と）		適 □ 否 □	指導要領2(5)	
(4) 入学科・授業料又は実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか		適 □ 否 □	指導要領9(1)	
7 事務に関する事項				
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※従前は指導要領に規定、現在は規定無次に掲げる表簿が備えられ、適正に保存されているか		適 □ 否 □	(学校教育法施行規則第28条)学籍簿20年、その他5年	
① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □				
② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □				
③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □				
④ 入学者選考及び在校生成績考査表簿 □				
⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □				
⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □				
⑦ 往復文書処理簿 □				
(2) 事務職員は配置されているか（原則として専任）		適 □ 否 □	指導要領9(2)	
8 機械器具（指導要領別添2）				
◎ 養成施設に必要な機械器具 別紙「1 教育上必要な機械器具」		適 □ 否 □	指導要領7(1)	
9 標本及び模型（指導要領別添2）				
◎ 養成施設に必要な標本及び模型 別紙「2 模型及び標本」		適 □ 否 □	指導要領7(1)	
10 図書				
(1) 教育上必要な専門図書（洋書を含む、1000冊以上）		適 □ 否 □	指導要領7(2)	
(2) 理学療法（作業療法）関係図書（20種以上、100冊以上）		適 □ 否 □		
(3) 学術雑誌（外国雑誌を含む、20種以上）		適 □ 否 □		
11 その他の備品				
机及び椅子（同時に授業を受ける生徒数と同数）		適 □ 否 □		
12 その他変更申請及び届出、報告に関する事項				
(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出しているか		適 □ 否 □	指導要領2(2)	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか		適 □ 否 □	施行令第11条第2項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、確実かつ遅滞なく報告しているか		適 □ 否 □	施行令第12条、指導要領9(3)	
13 その他事項				
(1) 養成施設は、自らの教員資格及び教育内容等について、指導要領様式3により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年度行っているか		適 □ 否 □	指導要領2(7)	
(2) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表しているか		適 □ 否 □	指導要領2(8)	